

国立大学法人群馬大学理事及び監事の表彰に関する取扱要領

平成25. 10. 16
役員会決定

(目 的)

第1 この要領は、国立大学法人群馬大学の理事及び監事の表彰の取扱いについて定めることを目的とする。

(表 彰)

第2 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、表彰することができる。

- (1) 業務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 永年勤続して、業績が良好である場合
- (3) その他特に理事又は監事として推奨すべき実績があった場合

(教職員表彰規則の準用)

第3 理事及び監事の表彰については、国立大学法人群馬大学教職員表彰規則を準用して行う。

附 則

この要領は、平成25年10月16日から施行する。